

平成23年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。
- 2 開催日 平成23年7月13日(水) 午後2時から
- 3 開催場所 鹿沼市民文化センター 中会議室
- 4 出席委員 委員長 田島隆雄
委員 貝塚美浩
委員 前橋明朗
- 5 審議対象期間 平成22年5月1日から平成22年11月30日
- 6 対象案件 総数 213件
抽出案件 6件
(内訳) 事後審査型条件付き一般競争入札(郵便入札) 5件
指名競争入札 1件

議事等の概要

1 協議事項

(1) 委員長の互選

- ・田島隆雄委員が委員長に選任された。

(2) 委員長による職務代理者の指名

- ・委員長より貝塚美浩委員を職務代理者として指名した。

(3) 委員会の開催月について

- ・7月と1月に定例会議を開催することに決定した。

(4) 審議対象事案の抽出委員の順序について

- ・委員長を除く50音順の輪番制であり、次回からは貝塚委員、前橋委員の順に決定した。

2 報告事項等

(1) 発注状況について

- ・事務局から、平成22年5月1日から平成22年11月30日までの発注状況について説明した。

(2) 指名停止の運用状況について

- ・事務局から、審査対象期間内の指名停止運用状況について説明した。

(3) 談合情報対応状況について

- ・事務局から、審査対象期間内において、談合情報や再苦情は無かった旨報告した。

(4) 抽出結果報告

- ・事務局より、田島委員が抽出事案を選定した理由について報告した。

3 審議事項

(1) 「第2浄水場配水池改修工事(富岡)」について

- ・工事箇所 鹿沼市富岡
- ・水道部水道施設課発注

(2) 「鹿沼市立さつきが丘小学校耐震補強工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市茂呂
- ・都市建設部建築課発注

(3) 「鹿沼市立中央小学校屋内運動場改築工事(建築工事)」について

- ・工事箇所 鹿沼市今宮町
- ・都市建設部建築課発注

(4) 「市道7015号線舗装改修工事(その1)」について

- ・工事箇所 鹿沼市茂呂
- ・都市建設部道路維持課発注

(5) 「ごみ焼却処理施設 3号ガス冷却室及び焼却炉内耐火物補修工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市上殿町
- ・環境部清掃課発注

(6) 「貝島西地区歩行者専用道路4 - 1号線道路築造工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市貝島町
- ・都市建設部貝島西土地区画整理事務所発注

4 抽出案件についての主な質疑

<審議案件(1)について>

委員 ・最低何者が参加しなくてはならないのか。

事務局・事後審査型条件付き一般競争入札実施基準の中で、予定価格によって入札参加可能者数が決められています。

- ・土木工事 9000 万円以上の場合は 20 者以上が入札に参加できることが条件です。
- ・当時鹿沼市内で登録になっていた A ランクは 26 者、その中で特定建設業者は 18 者でした。
- ・入札参加可能者数が 20 者を下回りますが、基準が定める直近下位の区分の入札参加可能者数 15 者を上回りますので、A ランクの特定建設業者であることを条件としました。
- ・18 者中 18 者が応札いたしました。

<審議案件(2)について>

委員 ・対象が A 及び B ランクになった場合は、何者必要なのか。

事務局・土木工事以外の 3000 万円以上 9000 万円未満は 10 者以上です。

<審議案件(3)について>

委員 ・説明資料に入札参加資格者は何者と併記してないと分からない。

委員 ・この入札工事は何者の参加が必要なのか併記してないと分からないので、次回から併記してください

- ・資格要件確認書も有った方が良いでしょう。

事務局・公告なら条件がわかるので、今回は公告の写しを用意します。

- ・次回から、入札参加可能者数の表を用意します。
- ・予定価格により 500 万円以上 3000 万円未満は、土木工事では 10 者以上（土木工事以外では 5 者以上）、3000 万円以上 9000 万円未満は、土木工事では 15 者以上（土木工事以外では 10 者以上）、9000 万円以上は、土木工事では 20 者以上（土木工事以外では 15 者以上）と定められています。

委員 ・この工事は、15 者以上ですよ。応札者が 10 者というのは。

事務局・実際に応札したのは 10 者でしたが、入札参加可能者数を定めていて、その中の何者が応札するかは業者の判断です。

- 委員 ・最低、何者以上が応札しなければならないという規定ではないのか。
- 事務局 ・入札参加可能者数で基準をつくって、競争がきちんと行われるように、金額に応じて入札可能な業者が何者以上有るようにというルールを決めています。
- ・工事の種類は 28 業種あり、中には基本的な定めに満たない業種もありますので、ランクを拡大して、A ランクを B ランクまで広げて入札参加可能者数を満たしています。
 - ・その場合に、闇雲にランクを拡大して、業者のランクを下げていくのは成果物として不安があります。
 - ・入札参加可能者が 20 者なくても、下位の 15 者を満たせば B ランクまで落さなくても良いというルールになっています。
 - ・入札参加可能者数は 3 段階に分かれていて、それを運用しています。

< 審査案件 (4) について >

- 委員 ・総合評価落札方式は、何件くらいありますか。
- 事務局 ・年に 1、2 件です。
- 委員 ・防災協定・災害時協力申出で 0 点とは、申出していないのか。
- 事務局 ・鹿沼市建設業協会は鹿沼市と協定を結んでいます。
- ・未加盟業者によっては、人間的に協力が難しいという理由で結んでおりません。
- 委員 ・結局、差が付いているのは ISO と施工実績ですか。
- 事務局 ・総合評価落札方式は、長所と短所があり、長所は工物品質が高まること、業者が現場に精通してくることです。
- ・施工実績を持っている業者で、技術者が経験を持っているのは有利な点数になります。
- 委員 ・評価基準は、入札者に知らされているのか。
- ・評点にあるのが分かっているけど、災害協定を結んでいないのか。
- 事務局 ・業者は評価基準を承知していますが、配置できる主任技術者がいない場合があります。
- ・防災協定は業者の企業努力であり、災害時に要請があれば配置しなくてはならないので、人手が無くて協力できない業者は結んでいません。
- 委員 ・評価項目を全部満たしていなくても、全部満たした者より上位になり、落札できるのか。
- 事務局 ・必須項目ではないので、評価点が下がるだけです。
- 委員 ・学識経験者の意見聴取は必ずやるのか。
- 事務局 ・県の県土整備部で設けている栃木県総合評価委員会です。
- ・前もって栃木県総合評価委員会に申し出て、書類を送って意見を伺います。
 - ・落札者が決定した時点で、また意見聴取しますかと伺いを立てますが、この案件は「必要ない」となりました。
- 委員 ・総合評価落札方式は、予定価格の比較的低い工事でやっているのか。
- 事務局 ・金額ではありませんが、今回はこの工事になりました。
- ・鹿沼市では、年に 1、2 件試行で行っています。

- ・県内どこの市も年に1、2件試行的に行っています。
- ・国の事例で、長所として有効面は、高度な技術を要するもの、滅多にない工事で難工事であるものに対して、価格だけで判断するより作業工程やプランニングなど内容を含めて評価した形での総合評価という方法で入札しています。
- ・市町では、特殊な大掛かりな事例が少ないため、あくまでも試行という形で総合評価落札方式をテストしています。

<審議案件(5)について>

事務局・入札参加可能者数133者となっていますが、関東地方に本社を有する者と公募している
ので多くなっています。

- ・鹿沼市が希望する工事が出来る業者となると20者になってきます。
- ・しかし、応札してきたのは1者でした。
- ・一般競争入札なので、予定価格を下回れば候補者になり落札できます。

<審議案件(6)について>

委員 ・この工事は、実際に何者、参加できる会社等があったのか。

事務局・23者が可能でした。

委員 ・その中から6者を選定した理由は。

事務局・指名回数とか受注体勢を勘案して、指名選定委員会で選定しました。

委員 ・指名選定委員会のメンバーは。

事務局・各部ごとに指名選定委員会を設けています。

- ・都市建設部は、部長、課長、土地区画整理事務所長の9人です。

委員 ・庁内の人だけで、外部の人は入っていないですね。

事務局・はい。

事務局・次回は、指名業者数の表を用意します。

- ・一般競争入札では参加可能者数は何者以上と定めてであると申しましたが、指名競争入札でも予定価格によって、200万円未満から9000万円以上と14に区分して標準指名数が要綱に定められています。
- ・たとえば400万円以上500万円未満は5者、200万円以上400万円未満は4者、200万円未満は3者と決められています。
- ・そうしたルールの中で、今回は6者を選定して指名いたしました。

委員 ・工種別に決まっているのか。

事務局・指名競争入札の標準指名数は、金額によって決まっています。

委員 ・次回はその表も示して欲しい。

事務局・何故6者かというと、要綱で標準指名数が5者と決まっています。

- ・各部で多数発注しているので、工期が重なってしまう場合があります。

- ・ Bランクの業者は少人数で営業しているので、一度に多数の発注が出ても1、2件しか出来ないなので、各部で状況を判断しながら、指名しています。

5 その他

- ・ 委員名簿、会議録の概要は、委員の承諾を得てから公表する。
- ・ 次回は1月開催なので、早めに日程を調整する。

6 閉会 午後3時44分